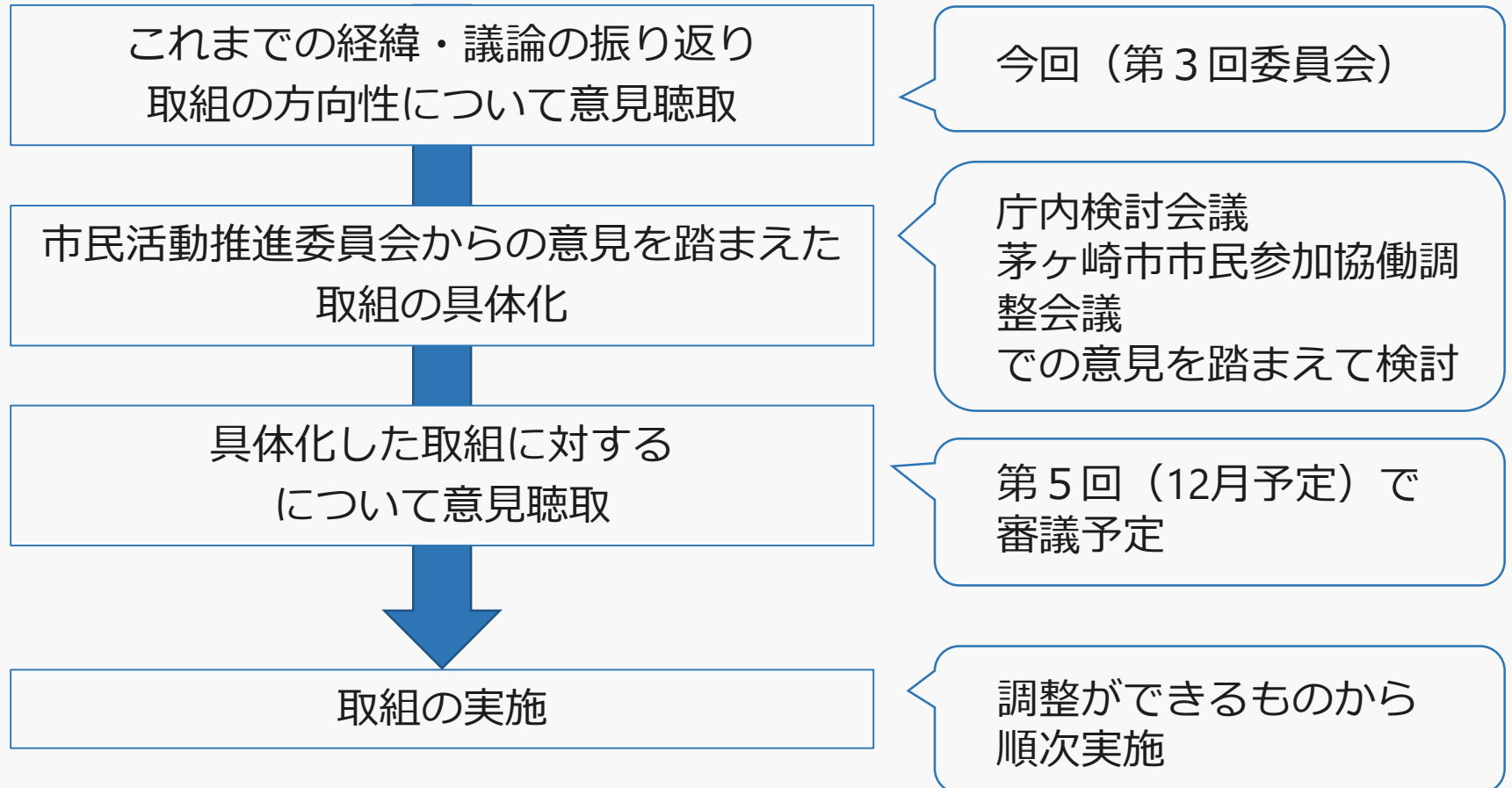


令和5年9月20日  
令和5年度第3回市民活動推進委員会  
資料5

# 協働の推進に向けた 取組の方向性について

# 令和5年度の検討予定



職員研修等一部の取組については先行して実施を予定しています。

# 茅ヶ崎市での協働に関する これまでの経緯

- 平成 17年 茅ヶ崎市市民活動推進条例 施行
- 19年 協働推進事業の開始  
令和元年度までに56事業を実施
- 22年 茅ヶ崎市自治基本条例 施行  
第26条の協働について位置付け
- 令和 元年 協働推進事業の廃止  
継続率・提案数の減少、財政状況の変化を受け
- 3年 新総合計画の策定
- 4年 協働のガイドラインの改定

# 茅ヶ崎市自治基本条例

茅ヶ崎市の自治を推進するために必要となる基本的な考え方や仕組みを定める条例

(協働)

第26条 市民及び市は、適切な役割分担の下、地域の課題を解決するため、互いの自主性及び特性を尊重し、対等の立場で連携し、又は協力するよう努めるものとする。

2 市民は、自らの自由な意思に基づき、地域の課題を解決するため、対等の立場で相互に連携し、又は協力するよう努めるものとする。

# 茅ヶ崎市市民活動推進条例

市民活動推進のための基本理念と基本的施策を定め、総合的な推進環境を整備することにより市民活動の活性化を図る条例

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(2) 協働 市、市民活動を行うもの、市民及び事業者が共通する目的の実現に向けて、それぞれの果たすべき役割と責任を理解し、互いの特性を生かして協力し行動することをいう。

# 茅ヶ崎市市民活動推進条例

## (市の施策)

第8条 市は、第4条の規定に基づき市民活動を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

- (1) 市民活動の場所の提供に関すること。
- (2) 財政的支援に関すること。
- (3) 情報の収集及び提供に関すること。
- (4) 市、市民活動を行うもの、市民及び事業者の交流及び連携の推進に関すること。
- (5) 市民活動の啓発及び学習機会の提供に関すること。
- (6) 人材の発掘及びその育成に関すること。
- (7) その他市民活動の推進に関し必要な事項

# 茅ヶ崎市市民活動推進条例

(協働事業)

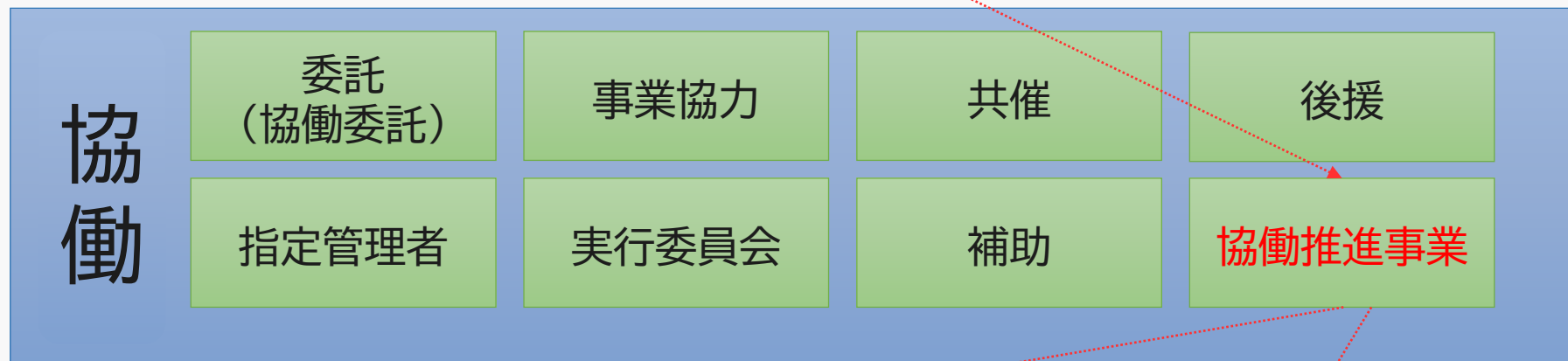
第9条 市及び市民活動を行うものは、協働して事業を行うに当たっては、次に掲げる協働の原則に基づいて事業を行うものとする。

- (1) 市及び市民活動を行うものは、事業の目的を理解し、及び認識すること。
  - (2) 市及び市民活動を行うものは、対等の立場に立ち、それぞれの特性と役割を理解し、及び尊重すること。
  - (3) 市は、市民活動を行うものの自主性及び自立性を尊重すること。
  - (4) 市及び市民活動を行うものは、事業の内容、過程及び結果を公開すること。
- 2 市と市民活動を行うものとの協働により行う事業は、協働による効果が発揮されるものでなければならない。
- 3 市は、市民活動を行うものと協働して事業を行うときは、その計画の策定から市民活動を行うものと協働するよう努めるものとする。

# 協働推進事業の概要

協働推進事業は、多様化・複雑化する市民ニーズに対し、行政だけでは対応できない課題を解決するため、市民活動推進条例や茅ヶ崎市総合計画基本構想を踏まえて、市民活動団体等と市が協力して実施する公共事業です。

**協働を進める上での具体的な手法の1つが「協働推進事業」**です。(平成19年度以降、56事業実施)

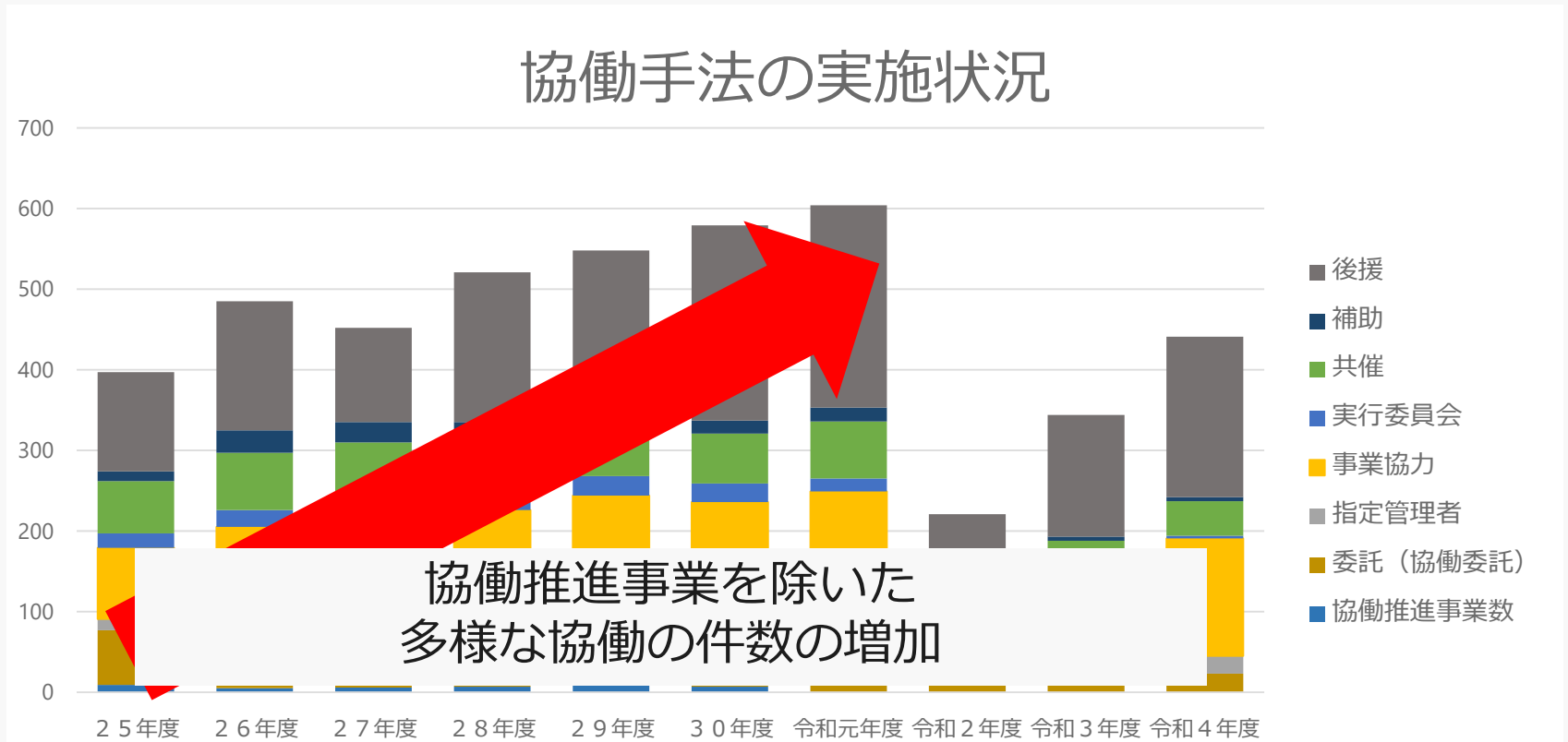


	行政提案型	市民提案型
事業テーマ	市が市民活動団体等と協働で行うことで効果的な事業展開を期待する <b>事業テーマを提示</b>	市民活動団体等が、市と協働することで、効果的な課題の解決が期待できると考える <b>事業テーマを設定</b>
予算規模	事業ごとの上限額を公開して事業公募 (予算は担当課で調整)	総合計画実施計画事業として実施 「協働推進事業見直しの考え方」では、1年度あたりの予算額を20,000千円としている(実施計画との整合性を図った上で決定)



# 協働推進事業終了の背景

協働推進事業終了後の事業継続率の低さ  
協働推進事業実施件数の減少  
市財政状況の変化



→ マッチングを充実させる新制度の導入の検討

## 市民活動の推進に関する調査審議について（R3答申）

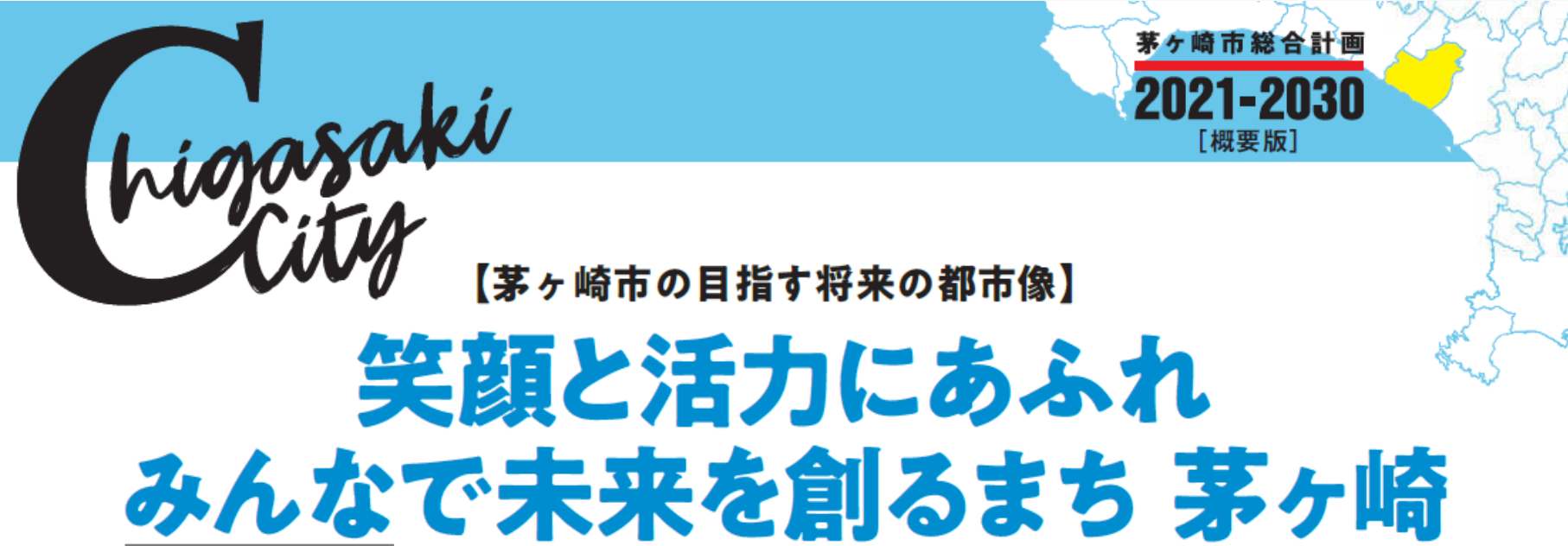
- (1) 協働の推進にあたっては、相互理解や役割分担が重要です。市民活動団体や職員が協働についての共通認識を持った上で相互理解が進むよう、積極的に働きかけてください。
- (2) 「協働のガイドライン」を活用して、職員に協働のメリットや効果をしっかりと伝えてください。また、協働には事業の成果だけでなく、信頼関係の構築や経験に基づく職員の能力向上など、副次的な効果もあります。これらの意義も、協働のメリットとして捉えてください。
- (3) 多面的な協働の推進に不可欠な活動場所の提供やノウハウの提示を市が積極的に行うことで、市民活動がより一層発展すると考えられます。そのための仕組みを検討し、市民活動をいっそう活発化させてください。これにより、茅ヶ崎市の協働がますます活性化すると考えられます。

## 市民活動の推進に関する調査審議について（R3答申）

- (4) 協働の目的が「市民が公益サービスを担うこと」であれば、今後、市民が市の後援や補助を受けて活動する状態から、市民による事業化へとステップアップすることができるような仕組みを検討し、実施してください。特に、げんき基金補助事業には、市民ニーズの把握や市民活動団体の実績づくり、市民活動団体と市との関係づくりなど、協働につながる要素があります。よって、げんき基金補助事業から協働へとつながる仕組みも整備してください。
- (5) 協働は、対等な立場で進めていくのが大前提です。しかし、過度に「対等」という言葉を強調すると、市民活動団体等がそれを負担に感じてしまうこともあります。協働のパートナーとなる市民活動団体等の成熟度や協働の実施形態等に応じて、説明方法や言葉の使い方を工夫してください。
- (6) 協働についての職員研修では、対象職員の在籍年数や職責をふまえて、協働の意義や利点が明確に伝わり、職員の理解につながるよう最適な内容を検討してください。
- (7) 今後ますます、協働のパートナーとなる新しい市民活動団体の育成や、協働を活用できる活動領域の掘り起こしが重要になると予想されます。これらを検討し、実施してください。

# 茅ヶ崎市総合計画での位置付け

## ■ 茅ヶ崎市の目指す将来の都市像



茅ヶ崎市総合計画  
2021-2030  
[概要版]

【茅ヶ崎市の目指す将来の都市像】

**笑顔と活力にあふれ**  
**みんなで未来を創るまち 茅ヶ崎**

# 茅ヶ崎市総合計画

**政策目標 2** 地域が活力にあふれ、交流とにぎわいのあるまち

- ① 地域経済の活性化
- ② 多様な働き方と働く場の創出

関連SDGs: 1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17



**政策目標 3** 共に見守り支え合い、誰もが健康に暮らすまち

- ① 支え合う地域共生社会の実現
- ② 保健衛生・医療体制の充実
- ③ 社会保障制度の適正な運営

関連SDGs: 1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17



**政策目標 4** 誰もがいつでも学べ、生きがいを持って自分らしく暮らすまち

- ① 学びの機会の充実と地域文化の創造の促進
- ② 多様性を認め、尊重し合う社会の実現

関連SDGs: 1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17



**政策目標 1** 子どもが希望を持って健やかに成長し、次世代を担うひとが育つまち

- ① 子ども・若者・子育て支援の充実
- ② 未来を拓く力を育む教育の推進

関連SDGs: 1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17



全ての政策策目標にSDGsの「17パートナーシップで目標を達成しよう」が関連

**政策目標 5** 豊かな自然と共存し、心地よい生活環境のあるまち

- ① 自然環境の保全
- ② 環境負荷の低減
- ③ 心地よい生活環境の形成

関連SDGs: 1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17



**政策目標** 将来都市像の実現に向けた行政経営

- ① 市民主体のまちづくりの推進
- ② 行政運営の基盤の確保
- ③ 財政の健全性の確保


関連SDGs: 1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17



**政策目標 7** 利便性が高く、魅力的な都市空間が整うまち

- ① 機能的な都市空間の形成
- ② 利便性の高い移動環境の形成

関連SDGs: 1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17



**政策目標 6** 安全で安心して暮らせる、強くしなやかなまち

- ① 防災・減災対策の推進
- ② 消防・救急体制の構築
- ③ 暮らしの安全・安心の確保

関連SDGs: 1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17



# 茅ヶ崎市総合計画

## ■ 行政運営の基本姿勢

### 未来創造への 挑戦

#### ① 変化に迅速な対応がとれる 職員力・組織力の向上

- ・ 急激に変化する社会環境の的確な把握と柔軟な対応
- ・ 新たな発想により積極果敢に挑戦できる仕組みづくり

#### ② 質の高い行政サービスの提供

- ・ 先進技術の積極的な活用
- ・ 民間の団体や企業との協働
- ・ 周辺自治体等との連携

#### ③ 未来に責任を持つ行政経営

- ・ 客観的なデータなどの証拠に基づく政策の立案
- ・ 事業の見直しや重点化

協働  
市民活動

### 市民との 関係の深化

#### ① 市民との双方向の コミュニケーション

- ・ 市民と行政の情報共有、相互理解、信頼構築
- ・ 対話や交流の場の充実による市民主体のまちづくりの推進

#### ② 市民が力を発揮できる 社会の構築

- ・ 多様な主体相互の連携のコーディネート



# 協働の推進に係る取組の方向性①

## サポートセンターとの連携

### 取組の目的

体験・経験に基づく職員の能力向上  
市民活動団体等へのノウハウの提示

### 具体的な方法

職員の講師派遣  
サポートセンターでの勤務体験（職員研修）

# 協働の推進に係る取組の方向性②

## 市民活動団体等との関係構築の推進

### 取組の目的

げんき基金補助事業実施団体との関係づくり支援

### 具体的な方法

げんき基金補助事業実施団体の庁内への周知、意見交換の機会の設定等

市民活動団体等との勉強会等の実施



# 協働の推進に係る取組の方向性③

## 職員研修の実施

### 取組の目的

職員への協働のメリット、効果、意義の周知啓発  
協働を活用できる活動領域の掘り起こし

### 具体的な方法

階層別研修（新採用・監督職）

外部講師研修

# 協働の推進に係る取組の方向性④

## 協働のガイドラインの補強

### 取組の目的

職員向けに協働に取り組む際の留意事項等を示す

### 具体的な方法

協働のガイドラインの補強